

○国有林野の管理处分の事務運営について

昭和 42 年 5 月 2 日
蔵 国 有 第 8 1 4 号

改正 昭和 47 年 8 月 26 日蔵理第 3623 号
平成 12 年 12 月 26 日同 第 4612 号
大蔵省国有財産局長から各財務局長宛

標記のことについて今般別紙のとおり、林野庁長官から連絡があつたので通知する。

なお、国有林野の境界錯そう地を整備する場合及び保安林整備臨時措置法第 4 条に定める買入れ対象の森林等を交換受財産とする場合等について、昭和 42 年 3 月 10 日付蔵国有第 459 号「国有財産を交換する場合の取扱いについて」通達の基準と異なる取扱いになつているが、このことは国有林野の特殊性並びに国土保全及び水源かん養に万全を期するため、緊急に保安林の整備が要請されている現況から勘案してやむを得ないものと認められるので、当該事案について関係森林管理局長から協議があつた場合は、規定の趣旨に照らし、慎重に審査のうえ、処理することとされたい。

(注) 保安林整備臨時措置法第 4 条に定める買入れの対象となる森林等として林野庁が想定しているものは、次のものである。

すなわち、昭和 39 年度において、保安林整備計画をたてた全国 216 河川の流域のうち、特に災害発生頻度の高い 93 河川流域に所在し、かつ、国土保全ならびに水源かん養上、国が取得のうえ維持管理する必要度の高い 25 万ヘクタールの保安林(水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林)等である。

このうち国が既已取得したものは約 2 万 5 千ヘクタールである。

したがつて、保安林の交換事案の審査に当たつては、当該交換受予定の保安林が上記の 25 万ヘクタールに含まれている保安林であることを関係森林管理局に十分疎明させたいよう留意されたい。

別 紙

国有林野の管理処分の事務運営について

昭和 42 年 4 月 15 日
42 林野政第 738 号

林野庁長官から大蔵省国有財産局長宛

このことについて、このたび別紙のとおり定めることとしたので、お知らせします。

なお、この通達の第 3 の交換の取扱いのうち、下記の事項については、先に貴省から示された「国有財産を交換する場合の取扱いについて」(昭 42 年 3 月 10 日付け蔵国有第 459 号) とその取扱いを異にしているので、関連する事務処理についてよろしく御配意願います。

記

1 境界錯そう地整備のため、隣接地所有者と当該錯そう地を交換する場合において、受渡財産の面積を 20ha とした。

理由 国有林野の境界錯そう地を整備する場合には、林野の特殊性からみて、一般の 1,000 平方メートルという基準では適当でなく、これを 20ha とすることが実情にも適し妥当なものと考えられる。

2 保安林取得のための交換(保安林整備臨時措置法第 5 条に基づく交換を除く。)については、その相手方として随意契約適格者のほか、林業経営者で渡財産を林業経営の用に使用するものを認めることとした。

理由(1) 保安林整備臨時措置法第 4 条に定める買入れ対象地の所有者が、随意契約適格者でない場合において、これとの交換を認めないこととするのは、現在のわが国の林業の実情に照らして適当でない。特に同法が保安林を緊急に整備するため、保安林整備計画を定め、保安林の配備、重要な保安林の国による買入れ等の措置を講じ、もつて国土の保全に資するため制定されたものであることにかんがみ、交換の相手方が従来から林業経営を営なむ者であり、今後も林業経営を営なむことが確実と思われる者については、交換を認めることとするのが適当である。

(2) このような林業経営者との交換を行なう場合においては、用途指定の期間は 10 年としており、違約金についても 5 割を徴収することとしているので、不当な交換が行なわれることはあり得ないと思われる。

3 なお、保安林整備臨時措置法第 5 条に基づく交換は、従前どおりとすることとしているので、念のため申しそえる。

別 紙

国有林野の管理処分 of 事務運営について

昭和 42 年 4 月 18 日
42 林野政第 738 号

林野庁長官から営林局長宛
最終改正 昭和 47.6 林野管 252

国有林野の管理処分については、今後下記によることとし、「当面の国有林野の管理処分について」(昭和 41 年 10 月 31 日付け 41 林野政第 2349 号) および「当面の国有林野の管理処分について」(昭和 42 年 1 月 14 日付け 42 林野政第 51 号) は廃止したので、今後の国有林野の管理処分 of 事務運営に遺憾のないようにされたい。

なお、現行の通達でこの通達と抵触するものについては、その抵触する範囲において、当該通達はその効力を失うものとする。

おつて、国有林野の管理処分に関する事務についての通達等の整理を、近く、行なう予定であるから念のため申し添える。

記

第 1 貸付けおよび使用

1 契約による場合

要存置林野の貸付けおよび使用の契約の締結は、次によるものとする。

なお、貸付けの申請にかかる林野が不要存置林野である場合または要存置林野であっても用途廃止できる場合において、当該申請人に売り払うことが可能であり、かつ、適当であると認められるときは、貸付けを行わず、売り払うものとする。

(1) 対象地

対象地は、次に掲げる林野以外のものとする。ただし、営林署長が必要やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

ア 第 1 種林地

イ 第 2 種林地および第 3 種林地のうち、次に掲げるもの

(7) 局所的な地域の保全に必要な林地等第 1 種林地に準ずる取扱いを要する林地

(4) 利用期に達しない人工造林地およびこれに準ずる天然生林地

(9) 優良林地 (その属する事業区において林木の土地生産力が上位にあるもの)

ウ 除地 (雑地のうち、廃棄見込地、不毛地、池沼等を除く。)

(2) 用途

用途は、国有林野法 (昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。) 第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定めるもののほか、同項第 4 号については次に掲げるものに限るものとする。ただし、営林署長が必要やむを得ないと認めて営林局長を經由

して林野庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

ア 農林業構造の改善のために行なう事業の用

イ 当該林野の所在する地方の住民の生活環境の保全のための施設の用

ウ 当該林野の所在する地方の住民の生業を維持するための当該生業の用

エ 国有林野内の土石等地下資源の開発に関する事業の用

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該林野の所在する地方の資源の開発または産業の振興に著しく寄与する事業の用

カ 災害等に係る応急措置または災害復旧の用

キ 仮設の建物もしくは工作物または臨時設備であつて一時的に使用することが明らかなものの敷地の用

(注) 第4号において「面積が5ヘクタールをこえないとき」とは、同一事業区内において同一人に対して貸し付け、または使用させようとする面積(当該同一事業区内における当該同一人に対する貸付地等があるときは、その貸し付け、または使用させようとする面積と当該貸付地等の面積とを合計した面積)が5ヘクタールをこえない場合をいう。

2 許可による場合

(1) 要存置林野を使用させる場合で次に該当するときに、許可によらなければならないものとする。ただし、当該使用が、国有林野法第8条の2もしくは第8条の3の規定に該当することとなるとき、農林業構造の改善の事業の用に供するためのものであるとき、または公用、公共用もしくは公益事業の用に供するためのものであつて林野庁長官が別に定めるときは、この限りでない。

ア 当該林野が法令により現状の変更について規制のある保安林、自然公園内の特別地域等に指定されているものであるとき。

イ 当該林野が、地域施業計画において自然休養林、スキー場、野営場等公衆の保健休養のために供することとされている区域内にあり、自然休養林管理経営方針書等営林局長が作成し林野庁長官が承認した計画に基づいて設置する公衆の保健休養のための施設の用に供されるものであるとき。

ウ 当該林野が将来附属地としての使用が見込まれるものであるとき。

(2) (1)により要存置林野の使用を許可する場合には、次の事項に留意するものとする。

ア (1)のアに該当するときは、相手方が当該林野の現状を変更することについて行政庁の許可を受けた者(受けることが確実である旨の行政庁の意見書の交付を受けている者および許可を要しない者を含む。)であつて、その用途が1の(2)の用途基準に適合するものまたは(1)のイに該当するものであること。

イ (1)のウに該当するときは、当該林野が附帯地となつているものに限らず将来附属地としての使用が見込まれるかどうか実質的に判断すること。

3 貸付規模等

国有林野を貸し付け、または使用させる場合の用途に応じた規模等は、おおむね次

によるものとする。

- (1) 農用地(未墾地を含む。)については「国有林野の活用に関する基本的事項」(昭和46年8月20日公表)第2の1の(2)に適合するものであること。
- (2) 住宅用地および商業用地については、原則として建面積の5倍以内の必要最小限度にとどめること。
- (3) 鉱業用地については
 - ア 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条による施業案等に定める面積を基準とし、当該施設の管理運営および保安上の必要性を勘案し、必要最小限度にとどめること。
 - イ 同法第104条各号の目的のため利用することが必要やむを得ないものであること。
- (4) 学校その他国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第3条の施設の敷地については、「国有財産法の規定に基づき普通財産を減額譲渡または貸付ける場合の取扱いについて」(昭和40年7月5日付け40林野政第1294号)に定める適正規模面積を基準とすること。
- (5) 電気事業用地については、電気事業法(昭和39年法律第170号)第41条による工事計画に定める面積を基準とすることとともに、ダム敷については、最高水位の水際線から外側へ2メートルの地点を基準とし、波浪高を考慮して決定し、送電線敷については、送電および保安上必要最小限度の面積とし、路線は、将来における林産物の搬出関係等をも考慮して決定すること。
- (6) 道路敷については、道路の法面の外測線(当該外測線の外側に道路の構造物があるときは、その構造物の外測線)の外測へ2メートルの地点を基準とし、地形地物を考慮して決定すること。
- (7) その他の工業用地、公共用地等についても、それぞれの用途に応じ必要最小限度とすること。

第2 売払い

1 売払いの基本方針

国有林野の売払いについては、長期的、総合的な土地利用の見通しの上につつて、当該土地の規模、形質および立地条件、当該土地の所在する地域にかかる都市計画その他の諸計画、社会的または経済的要請その他の事情を勘案するとともに、必要に応じ関係行政機関、地方公共団体等の意見を聞いて行なうものとする。

2 売払いの促進

- (1) 次に掲げる国有林野は、売払いを促進するものとする。ただし、イに掲げる林野については、売り払うことが国有林野の管理経営上支障となる場合は、この限りでない。
 - ア 現に不要存置林野となつているもの
 - イ 現に恒久的な用途に貸し付けている要存置林野で、用途廃止の基準に適合しており、かつ、おおむね次に掲げるもの

- (ア) 耐用年数 30 年以上の建物の敷地
 - (イ) 鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリート造等の堅固な工作物の敷地
 - (ロ) 農用地 (原則として共同利用の採草放牧地を除く。) であつて良好に管理されており、かつ、将来も同様な管理が持続される見込みのあるもの
- (2) (1) により売払いを促進する場合には、次の事項に留意するものとする。
- ア (1) のアに掲げる林野 (貸付地を除く。) については、関係行政機関、地方公共団体等と緊密な連絡をとりつつ、できる限り、公用、公共用、公益事業または農林業の用に供することを旨とし、その売払いの促進を図るものとする。
 - イ (1) のアに掲げる林野のうち恒久的な用途に貸付けているものおよび (1) のイに掲げる林野については、借受人が買い受けるよう極力指導し、売払いの促進を図るものとする。

3 売払いをしてはならない林野

第1の2により使用許可の対象となる林野は、売払いをしてはならないものとする。ただし、営林局長が売払いを必要かつ適切と認めて林野庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 売払いの実施

- (1) 売払いをしようとするときは、法第8条に定める者 (以下「優先者」という。) に優先的に売払いをするため次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、国有林野法施行規則 (昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。) 第20条第2項による場合は、この限りでない。
- ア 規則第20条第3項に掲げる事項
 - イ 優先者から公告に係る買受申請期間内 (原則として公告の日から30日) に買受けの申請がない場合には、競争に付して売払いする旨
- (2) (1) による優先者から公告に係る期間内に買受けの申請がない場合には、競争に付して売払いするものとする。

5 売払規模等

第1の3は、売払いの場合にこれを準用する。

第3 交換

- 1 交換は、次のいずれかに該当する場合を除き、行なつてはならないものとする。
- (1) 取得しようとする財産 (以下「受財産」という。) が庁舎、担当区事務所、公務員宿舎その他の宿泊施設、事業所、苗畑、貯木場もしくは林道またはこれらの敷地とするためのものであり、相手方が予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第99条の規定による随意契約適格者またはこれに準ずる別表1に掲げる者 (以下「適格者」と総称する。) であるとき。

(注) 受財産は、近い将来 (数年先) において、その必要性がじゅうぶん認められ、実現性が確実かつ具体的であり、現時点において、当該財産を確保しておく

ないと、その取得が不可能となると認められるものを含む。ただし、取得しても、当該財産の未利用状態が数年間続いた場合、周囲の状況等から世論の批判を受けるおそれのあるようなものは除く。

- (2) 境界が錯そうしている国有林野の境界を整備するため、当該錯そう部分と隣接民有地とを交換する場合であつて、受財産、交換に供しようとする財産(以下「渡財産」という。)とともにその面積が20ヘクタール以下であるとき。
- (3) 一団地の国有林野内に民有地が介在しているため、当該国有林野の管理経営上著しく支障をきたしている場合において当該民有地を取得するため近隣の国有林野と交換するとき。
- (4) 保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)第5条に基づき交換するとき。
- (5) 受財産が要存置林野(附属地を除く。)とするためのものである場合において、次のいずれかに該当するとき。

ア 相手方が地方公共団体であつて、渡財産を直接公用、公共用または公益事業の用に供するとき。

イ 日本国有鉄道が渡財産を日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第3条第1項各号に掲げる業務の用に供する施設の用に供するとき、日本鉄道建設公団が渡財産を鉄道の用に供する施設の用に供するとき、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第6項の電気事業者が渡財産を同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供するとき、もしくは電源開発株式会社が渡財産を発電施設もしくは送電変電施設の用に供するとき、またはこれらの者が渡財産をそれぞれこれらの施設もしくは工作物に関する事業のために欠くことができない道路、橋、鉄道等の施設の用に供するとき。

ウ 相手方が現に林業を営む者で、渡財産を林業経営の用に供するものまたは適格者である場合であつて、受財産が保安林整備臨時措置法第4条に掲げる森林等であるとき。

(注) 随意契約適格者の判定の際の予決令第99条の運用にあつては、次の事項に留意して慎重に行なわなければならない。

(7) 同条第20号の規定の適用については、次のいずれかに該当する場合の範囲内とすること。

a 農林業構造の改善の事業等で、国または地方公共団体の補助または政府資金の融通を受けて行なわれるものであるとき。

b 中小企業の近代化のための事業であるとき。

c 国有財産特別措置法施行令に定める重要産業に属する事業であるとき。

d その他上記に準じ、国または地方公共団体において特に保護奨励を行なっている事業であるとき。

(4) 同条第21号の規定の適用については、国以外のものが執行する自然公園法による公園事業は、特に公共性の強いものに限ること。

2 用途指定

交換契約を締結する場合の用途指定について、別記用途指定事務処理要領により行なうものとする。

3 交換計画書の提出

交換をしようとする場合には、国有財産法(昭和23年法律第73号)第14条第1号に基づく取得の協議を行なうに先立ち、あらかじめ交換に関する計画を定め、当該計画の内容を記載した別紙1の様式による交換計画書に必要な図面を添えて林野庁長官および財務局長に提出するものとする。

第4 用途廃止

国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号。以下「規程」という。)第20条の運用にあつては、次の事項に留意するものとする。

- 1 第1項第7号による用途廃止は、国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第108号)第3条第1号から第3号に掲げる国有林野の活用のために必要な場合に限り行なうこと。
- 2 第1項第10号による用途廃止は、別表2に掲げる事業の用に供することが特に必要であると認められる場合に限り行なうこと。

第5 削除

第6 自然休養林等の管理

1 自然休養林の管理等

営林局長は、自然休養林の管理等については、別に定めるところにより作成した自然休養林管理経営方針にしたがって行なうものとする。

2 温泉の取扱い

(1) 自然にゆう出する温泉

自然にゆう出する温泉は、管理のための施設をした上で利用者に対し、利用上必要とする最少量を分湯するものとし、温泉敷の使用は認めないこととする。

この場合の分湯料金は、当該温泉の市場価格、事業費および利用歩合、市場利率、企業利益等を因子とし、過去の利用実績等を参しやくして評定するものとする。

(2) ボーリングによりゆう出する温泉

国有林野内でボーリングをしようとする者に対し、そのボーリング用地の使用をさせる場合には、ボーリングにより温泉がゆう出したときの条件として次の事項を付するものとする。

ア 温泉は、国3、ボーリング者7の割合を基準とし、その地方の実例等を勘案して国およびボーリング者が協議して定める割合で利用すること。

イ 湯口は管理施設を設け国およびボーリング者で管理することとし、その設置および維持管理の費用はボーリング者が負担すること。

ウ その他営林署長が必要と認める事項

第7 事務手続

1 申請書添付書類

(1) 国有林野の貸付け、使用、売払い、交換または譲与の申請にあつては、次の各号に掲げる書類のうち、それぞれ必要なものを添付して提出させなければならないものとする。

ア 当該林野の利用計画書

イ 当該林野を選定した理由(他に代替地のない理由等を含む。)を明示した書類

ウ 事業計画書および資金計画書(資金を証する書類を含む。)または収支予算書

エ 申請人が個人である場合においては、当該申請人にかかる住民票謄本または居住証明書

オ 申請人が無能力者である場合には、法定代理人もしくは保佐人の同意書(後見人に後見監督人があるときは、その同意書を添付。)または法定代理人が代理することを明示した書類

カ 申請人が法人(公法人を除く。)である場合は、当該法人の名称、住所および代表者の氏名等を記載した登記簿謄本、資格証明書、定款または寄附行為(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条に定める宗教法人にあつては、当該法人の規則とする。)、最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録および営業報告書(会社以外の法人にあつては財産目録とする。以下「財務諸表等」という。)ならびに当該申請が当該法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本

キ 申請人が公法人であつて、当該申請書が当該公法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠になる条例等の条項および予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした予算書

ク 申請人の代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書面

ケ 関係行政庁の許認可等の行政処分を要するものである場合は、当該行政処分のなされたことまたは確実と見込まれることを証する書類

コ 第3種林地等利害関係人の同意を必要とするものである場合は、その同意書

サ 減額貸付け、無償貸付け、減額売払いまたは譲与の申請にあつては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類

シ 交換の申請にあつては、国が受ける財産の登記簿謄本

ス エからカまで、クおよびコに該当する場合で営林局長または営林署長が必要と認めるときは、申請人または利害関係人の印鑑証明書

セ 申請人が法第8条第3号に掲げる者である場合は、縁故を証する書面

ソ 位置図、実測図、利用計画図、公図、測量野帳、面積計算簿および写真

(2) 神社、寺院等が提出する申請書には、代表役員、氏子、だん徒等の総代の連署をさせなければならない。

(3) 国有林野を継続して貸し付け、または使用させる場合においては、特に必要がある場合を除き、添付書類の提出を要しない。

2 審査基準

国有林野の貸付け、使用、売払い、交換または譲与の申請があつた場合には、申請書および添付書類等により申請人の信用、能力、資産等を十分調査検討しなければならないが、その際、特に次の事項について慎重に審査するものとする。

- (1) 申請人が、従来の経歴等からみて十分信用を有する者であること。
- (2) 申請人がみずから誠実に事業の実施を行なうことが、確実であること。
- (3) 利用計画および資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること。
- (4) 申請に係る面積が、用途に応じ、必要最小限度であること。
- (5) 他に代替地がないこと。
- (6) 用途が農用地である場合は、申請人が農地法第3条第2項各号の場合に該当しないものであること。
- (7) 用途が自然休養のためである場合は、広く国民の利用できるものであること。

3 契約不適格者

次に掲げる者を相手方として貸付け、使用、売払いもしくは交換の契約の締結または使用の許可をしてはならないものとする。

- (1) 国有林野もしくはその産物の売払代金または国有林野の貸付料もしくは使用料を滞納している者
- (2) 国有林野またはその産物に関する損害賠償金または違約金の納付を完納していない者
- (3) 従来の経歴等から契約を誠実に履行すると認められない者または国有林野の管理および処分に関して現に係争関係にある者等であつて、契約の相手方として適当でないと認められるもの。

第8 経過措置

- 1 この通達の施行の日現在締結されている国有林野の貸付けまたは使用の契約については、なお従前の例による。ただし、契約更新の際、貸付面積の規模の適否、利用のあり方等については十分審査し、必要な是正の措置を講ずるものとする。
- 2 昭和41年10月31日までに、貸付け、使用、売払いまたは交換に関する事務を進めていた案件で、従来の交渉の経緯等からみて特別に処理する必要があるものについては、事業の内容を十分検討の上、貸付けおよび使用については、営林局長が、売払および交換については、林野庁長官がそれぞれ承認した場合に限り、なお従前の例により処理することができる。この場合には、規模の適否、利用のあり方等について十分審査し、必要な措置を講ずるものとする。

別表 1

番号	交換の相手方	渡財産の用途
1	(1) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)に定める国家公務員共済組合および国家公務員共済組合連合会 (2) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に定める地方公務員共済組合、都市職員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会および地方団体関係団体職員共済組合 (3) 公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第134号)に定める共済組合 (4) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)に定める私立学校教職員共済組合 (5) 農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)に定める農林漁業団体職員共済組合 (6) 健康保険法(大正11年法律第70号)に定める健康保険組合および健康保険組合連合会 (7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に定める国民健康保険組合および国民健康保険団体連合会	当該組合または連合会の定款または規約もしくはこれらに準ずるものに定める事務または事業(事務または事業の遂行上直接必要と認められる厚生施設(たとえば従業員宿舎、診療所等)および組合員または連合会加入組合の組合員のための分譲住宅用地の用に供する場合を含む。以下同じ。)
2	(1) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に定める消費生活協同組合および消費生活協同組合連合会 (2) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人および農業協同組合中央会 (3) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に定める水産業協同組合 (4) 漁業生産調整組合法(昭和36年法律第128号)に定める漁業生産調整組合 (5) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に定める商店街振興組合および商店街振興組合連合会 (6) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に定める中小企業等協同組合および中小企業団体中央会 (7) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に定める商工組合および商工組合連	当該組合または連合会等の定款又は規約に定める主たる事務または事業

	<p>合会</p> <p>(8) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に定める森林組合および森林組合連合会</p>	
3	<p>(1) 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に定める商工会議所および日本商工会議所</p> <p>(2) 商工会の組織等に関する法律（昭和 35 年法律第 89 号）に定める商工会および商工会連合会</p>	<p>当該法人の定款に定める主たる事務または事業</p>
4	<p>(1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に定める弁護士会および弁護士会連合会ならびに日本弁護士会連合会</p> <p>(2) 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）に定める司法書士会および司法書士会連合会</p> <p>(3) 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）に定める行政書士会および行政書士会連合会</p> <p>(4) 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）に定める日本公認会計士協会</p> <p>(5) 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に定める税理士会および日本税理士会連合会</p> <p>(6) 弁理士法（大正 10 年法律第 100 号）に定める弁理士会</p>	<p>当該法人の定款、会則またはこれらに準ずるものに定める主たる事務または事業</p>
5	<p>(4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）および他の法律に基づく都市計画事業（注 1）または土地地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地地区画整理事業を行なう者</p> <p>（注 1） 都市計画事業によらないで、地方公共団体が施行する踏切道の改良事業等を含むものとする。</p> <p>（注 2） 他の法律に基づき、都市計画事業として施行されるものに、たとえば次のような事業がある。</p> <p>(a) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 33 年法律第 98 号）に基づく工業団地造成事業</p> <p>(b) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）に基づく</p>	<p>当該事業（当該事業の目的遂行のため、直接、代替地、分譲住宅用地、工場誘致用地その他これらに類する用に供する場合を含む。以下 7 および 8 において同じ。）</p>

	<p>工業団地造成事業</p> <p>(c) 新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）に基づく新住宅市街地開発事業</p> <p>(d) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）に基づく流通業務団地造成事業</p> <p>(e) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業</p> <p>(四) 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）に基づく住宅地区改良事業を行う者</p>	
6	削除	削除
7	<p>(1) 新産業都市建設促進法（昭和 37 年法律第 117 号）に基づく新産業都市建設基本計画に定める事業を行う者</p> <p>(2) 工業整備特別地域整備促進法（昭和 39 年法律第 146 号）に基づく工業整備特別地域整備基本計画に定める事業を行う者</p>	当該計画に定める事業
8	地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に定める地方住宅供給公社	当該法人の定款に定める事務または事業
9	上記各号に掲げるもののほか、特別の法令の規定に基づき設立された特殊法人	当該特別の法令に定める主たる事務または事業（都市計画事業、土地区画整理事業その他地方公共団体の施策に基づく公共的な事業の実施に関連して取得すべき土地の代替地として利用する場合および公用又は公共の用に供するため地方公共団体に転売等する場合を含む。以下 10 において同じ。）
10	民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき設立された社団法人または財団法人	当該法人の定款または寄附行為に定める主たる事務または事業

11	<p>売払の場合において、予決令第 99 条第 20 号または第 21 号の規定により随意契約の相手方となることのできる法人等</p>	<p>(1) 当該法人等の事務所等の敷地（ただし、渡財産の位置環境等からみて事務所等の敷地として使用することが適当であると認められる場合に限る。）</p> <p>(2) 当該法人等の職員のための厚生施設</p>
----	---	---

(注) 本表に掲げる交換の相手方は、渡財産の用途欄に記載する用途に渡財産を直接供し
なければならないものとする。

別表 2

- 1 山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づく山村振興計画に定める事業
- 2 離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興計画に定める事業
- 3 奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく振興計画に定める事業
- 4 上記以外の法律または地方公共団体の条例による事業で営林局長がその地方の資源の開発または産業の振興に著しく寄与すると認めてあらかじめ林野庁長官の承認を受けたもの。

交 換 計 画 書

(所轄営林局名)

省庁名		部局等名			受財産予定 所属会計名				
相手方の住所 ・氏名・職業									
交換予定財産の内容および利用計画等	受 財 産	内 容	用途	所在地	区分	地目および種目	数量	概算見込 価 格	受財産を交換相手方 が取得した年月日お よびその取得先
							m ²	円	
							m ²		
		現況							
		具用的 画利等							
	渡 財 産	内 容	用途	所在地	区分	種目	数量	(台帳価格) 概算見込価格	
							m ²	円	
							m ²		
		相的 手利 方用 の計 画 体等						交換できる場合の該当条項	
	見込交換差 金および取 るべき措置								
交換によら なければな らない理由		① 受財産を予算により購入取得することとしない理由 ② 予算上の実績または予算要求の状況							
その 他 参 考 事 項		① 用途指定を付する場合の指定用途の予定内容 ② 交換についての相手方との折衝の進捗状況 ③ 協議書提出見込時期 ④ 農地等の転用を要するものについての転用申請見込時期 ⑤ その他参考事項							

注 「交換できる場合の該当条項」欄には、第3の1の交換基準のいずれに該当するかを記入し、かつ、予決令の適用条項を併記すること。(記入例「予決令第99条第9号」基準(1))

別 記

用途指定事務処理要領

1 交換契約を締結する場合には、渡財産について用途指定の特約を付するものとする。ただし、次の各号の1に該当する場合には、用途指定をしないで、契約を締結することができる。

- (1) 渡財産を、交換契約の相手方に売払うものとした場合に、国有財産法施行令第16条の2の規定に基づき、その売払いについて用途指定を要しないとき、および当該交換が第3の1の(2)から(4)までに該当する場合
- (2) 渡財産を交換契約の相手方に貸し付けようとした場合に、道路法第90条第2項または道路整備特別措置法第28条第2項の規定により、当該財産を無償貸付けできるものに該当する交換である場合
- (3) 次に掲げる法律の規定に基づき、譲与できる財産を渡財産とし、当該譲与を受けることができる者を交換契約の相手方とする交換である場合

国有財産法第28条第1号および第2号、国有財産特別措置法第5条第1項第1号、第2号または第6条の2第1項、空港整備法第16条、港湾法第53条、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第1項、国が施行する内国貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付及び使用料の徴収に関する法律第1条、漁港法第24条の5第1項、土地改良法第50条第1項、道路法第90条第2項および第94条第2項、河川法第93条第1項または公有水面埋立法第95条
(注) 用途指定を付する場合には、事前に相手方の事業計画、資金計画および用途指定義務の履行の確実性等をじゅうぶんに調査、検討のうえ、実行が困難となるような用途指定を付すること(例えば2の(1)の(注1)の趣旨に反するような指定用途を付すること、または建設工事の工期もしくは資金計画等から判断して、当然に実施が困難な指定期日を定めることなど)のないよう配慮するものとする。

2 用途指定の特約事項

(1) 指定用途

渡財産につき指定する用途(以下「指定用途」という。)は、申請書に添付された事業計画および利用計画に基づき具体的に指定するものとする。

(注1) 利用計画については、事業計画に基づく建物等の概括的な設置計画を示すものでじゅうぶんであり、いたずらに詳細な配置図あるいは当面用途指定を付する必要のない将来の事業計画に基づいて用途を指定することにより、用途指定制度の円滑な運用を阻害することのないよう配慮するものとする。

(注2) 土地を利用させることを主たる目的として、用途指定をしようとする場合において、例えば当該土地に樹木または工作物が存在する場合で、土地と一体として処理することが適当と認められるときは、当該樹木または工作物について用途指定を付する必要はない。

(2) 指定期日

渡財産を指定用途に供しなければならない期日(以下「指定期日」という。)は、次によるものとする。

ア 渡財産を林業経営、緑地、特用樹(こうぞ、みつまた、うるし、きり、くり等)の植栽の用(以下「林地等の用」という。)に供する場合は、渡財産を引き渡した日とする。

イ 渡財産を林地等の用以外の用に供する場合は、渡財産を引渡した日から2年をこえない範囲内において、相手方の事業計画、資金計画等から、適当と認められる期日を指定するものとする。ただし、渡財産が公園、学校施設または公営住宅等の用に供するための土地である場合は、次の各号によりそれぞれ適当と認められる期日を指定することができる。

(ア) 各施設の建設計画から、年度ごとに数量を明示できるときは、毎年度の建設計画に基づくしゅん工予定日から1年をこえない範囲内

(イ) (ア)に該当する場合を除き各施設の建設計画が長期間にわたるときは建設計画に基づく最終年度のしゅん工予定日から1年をこえない範囲内

(3) 指定期間

ア 渡財産を指定用途に供しなければならない期間(以下「指定期間」という。)は、渡財産を林地等の用に供する場合にあつては指定期日の翌日から10年間、林地等の用以外の用に供する場合にあつては指定期日の翌日から5年間とするものとする。ただし、交換差金の延納を認めて交換する場合において、指定期間の終期が延納期限の前にあたることとなるときは、延納期限までの期間を指定期間とするものとする。

イ アの規定にかかわらず、アに規定する指定期間によることが適当でないとき、営林局長が認めて林野庁長官の承認を得たときは、アに規定する期間を超える指定期間を定めることができるものとする。

3 用途指定の変更および解除

(1) 通則

ア 相手方から用途指定をした渡財産(以下「用途指定財産」という。)の全部又は一部につき用途指定の変更または解除の申請があつた場合においてやむを得ない事情があると認められるときは、必要最小限の範囲に限つて、これを認めるものとする。

イ 用途指定の変更または解除について申請をさせる場合およびその承認をする場合には、文書によるものとする。ただし、用途指定の変更が指定用途の範囲内での軽微な利用計画の変更などの場合については、文書による承認申請手続きにかえて口頭により承認申請を行なわせ、これに対し担当課長の決裁を受けたうえで、口頭で承認を与えることができる。この場合においては用途指定財産台帳にその内容を記入するものとする。

ウ 国有林野管理審議会に付議して用途指定を付した渡財産について、用途指定の変更または解除を認めようとする場合には、軽微な場合を除き、あらかじめ当該

審議会に付議して用途指定の変更または解除を認めるものとする。ただし、緊急に処理しなければならない場合で付議することが困難であるときは事後報告をもつて付議に代えることができる。

エ 用途指定の変更または解除の承認をしようとする場合において、相手方から承認時の時価額と契約時の交換価額(以下「交換価額」という。)との差額(以下「交換価額の差額」という。)を徴収するときは、交換価額の差額は当該承認に係る財産の部分について算定するものとする。なお、交換価額の差額または3の(6)のイのこれに準ずる額を徴収する場合には、交換価額に契約時から承認時までの間における渡財産にかかる費用等の額を加算したものを交換価額とみなすことができる。

(注1) 承認時の時価額、契約時の交換価額とは、それぞれ承認時の渡財産の時価額、契約時の渡財産の交換価額をいう。

(注2) 渡財産とは、用途指定等を付した渡財産をいう。以下同じ。

(注3) 契約時から承認時までの間における渡財産にかかる費用等とは、登録免許税相当額、租税公課、受益者負担金およびこれに類するもの、当該土地にかかる保全経費(条令等による雑草除去のための費用、棚を設置した場合の費用等)、市中金利相当額、造成を行なつた場合における当該費用相当額等をいう。

市中金利相当額及び造成に要した費用相当額の算定方法は、昭和45年3月20日付け45林野管第60号「買取交換の取扱いについて」通達の記の第1の3の(注3)および(注5)によるものとする((注3)の場合には、「購入価額」を「交換価額」と読み替える。)

(2) 指定期日の延期

ア 相手方から用途指定財産の全部または一部について、指定期日までに指定用途に供することができないため、指定期日の延期申請があつた場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、指定期日から一年をこえない範囲内においてその延期を認めることができるものとする。

イ 指定期日の延期を認めたものについては、原則として再度の延期は認めないものとする。

(3) 指定期間の延長

ア 相手方から用途指定財産の全部または一部について、一定期間にわたり指定用途に供することができないため、指定期間の延長申請があつた場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、その延長を認めることができるものとする。

イ 指定期間の延長を認めたものについては、原則として再度の延長は認めないものとする。

(4) 指定用途の変更

相手方から用途指定財産の全部または一部について、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という。)または売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転もしくは所有権の移転を主たる目的とする合併(以下「所有権の移転等」という。)を伴わない指定用途の

変更申請があつた場合の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

(注1) 権利の設定には抵当権および譲渡担保権の設定を含まない。

(注2) 合併を禁じた趣旨は、合併を手段として転売が行なわれることを防止することが目的であり企業の合理化または国際競争力の強化に資するための合併を禁ずるものではない。

ア 用途指定財産について指定用途の変更申請があつた場合において変更後の用途が交換をすることができる用途(以下「適格用途」という。)に該当し、かつ、当該変更することにつきやむを得ない事情があると認められるときは、次に掲げるところにより、指定用途の変更を認めることができるものとする。

(ア) 変更後の用途に係る指定期日は、2の(2)に定めるところに準じて指定するものとする。

(イ) 変更後の用途に係る指定期間は、当初の指定期間から変更前の用途に供した期間(1月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を差し引いた期間とする。

イ 用途指定財産について指定用途の変更申請があつた場合において、当該変更後の用途が適格用途に該当しないときは、指定用途の変更は認めないものとする。

この場合において、当該申請をすることにつきやむを得ない事情があると認められるときは、(6)のアの(イ)により用途指定の解除を認めることができるものとする。

(5) 権利の設定および所有権の移転等

相手方から用途指定財産の全部または一部について権利の設定または所有権の移転等の申請があつた場合の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

ア 権利の設定は、認めないものとする。ただし、権利の設定をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合には、林野庁長官の承認を得て権利の設定を認めることができるものとする。この場合には、当該権利の種類および内容、相手方と当該権利者との関係、権利設定料の有無および額その他の事情に応じ、(4)のイおよびウならびに(6)の規定を勘案して、相当額の金額を徴収するかどうかを決定する。

イ 用途指定財産について所有権の移転等の申請があつた場合において当該財産の用途に変更がなく、かつ、当該所有権の移転等につきやむを得ない事情があると認められるときは、次に掲げるところにより当該財産の所有権の移転等を認めることができるものとする。

(ア) 当該財産につき所有権の移転等があつた後の所有者に対し用途指定をする。この場合において、指定期間は当初の指定期間から指定用途に供した期間を差し引いた期間とする。

(イ) 用途指定財産については、相手方から交換価額の差額を徴収するものとする。

(注) 所有権の移転等が3の(4)の(注2)に該当する合併であるときは、交換価額の差額を徴さないことができる。

以上ウの(イ)について同じ。

ウ 用途指定財産について所有権の移転等の申請があつた場合において所有権の移

転等の後の用途が所有権の移転等の前の用途と異なることとなるときは、その所有権の移転等は認めないものとする。ただし、所有権の移転等の後の用途が適格用途に該当し、かつ、当該所有権の移転等につきやむを得ない事情があると認められるときは、次に掲げるところにより所有権の移転等を認めることができるものとする。

(7) 所有権の移転等の後の所有者に対し、用途指定をする。この場合において指定期間は変更後の用途につき2の(3)に定めるところにより新たに指定する。

(4) 相手方から交換価額の差額を徴収するものとする。

(6) 用途指定の解除

ア 用途指定財産の全部または一部について用途指定の解除申請があつた場合において、次の1に該当する事情があるときは、用途指定の解除を認めることができるものとする。

(7) 用途指定をした建物もしくは工作物が滅失もしくはき損した場合、または保安上の危険防止もしくは代替施設の建設のため取りこわしもしくは撤去する場合において、用途指定を解除することにつきやむをえない事情があると認められるとき。

(4) 用途指定財産が国の事務または事業の用に供される場合

(5) 滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売または企業担保権の実行手続または破産手続により用途指定財産の所有権が移転する場合

(イ) 用途指定財産が土地収用法その他の法律により収用される場合

(a) 用途指定の解除が用途指定財産の一部にかかるものであり、当該解除によつて用途指定財産の全体の用途または目的を妨げないと認められるとき。

(b) 用途指定を解除することにつき、特にやむを得ない事由(例えば天災地変、道路、公園等公共用途への転用など)があると認められる場合において、当該事由につき、相手方の責に帰することができないとき。

(c) その他用途指定を解除することにつき、特にやむを得ない事情があると認められる場合において、林野庁長官の承認を得たとき。

イ 用途指定の解除を認める場合において、当該解除がアの(4)から(c)までに掲げる事情によるものであるときは、次の各号の区分に応じ、相手方から交換価額の差額に準ずるものとして当該各号に定める算式により算定した額を徴収するものとする。

(注) アの(7)の事情により用途指定の解除を認める場合には交換価額の差額を徴収しない。

a 用途指定解除の事情がアの(4)から(b)までに該当する場合または(c)に該当し、かつ、該当事情につき相手方の責に帰することができない場合

$$X = (B - A) \times \frac{N - n}{N}$$

(注)

X 交換価額の差額に準ずるもの

A 渡財産の交換価額

B 用途指定の解除承認時の渡財産の時価額

N 指定期間

n すでに指定用途に供した期間(1月未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てる。)

b aに掲げる場合以外の場合

$$X = (B - A) \times \frac{N - n}{N} + (B \times 0.5)$$

4 用途指定違反に対する措置

用途指定財産の全部または一部につき、用途指定義務の違反の事実があつたことを確認した場合には、次の(1)、(2)または(3)の区分に応じ、それぞれ定めるところによりすみやかに措置をとるものとする。

(1) 指定期日までに指定用途に供しなかつたとき、または指定期間中に指定用途に供しなくなつたとき。

ア 相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、あわせて当該期間内に指定用途に供しない場合には、渡財産の交換価額の5割に相当する金額を違約金として徴収する旨を通知する。

イ アに定める期間内に指定用途に供しない場合には、アにより通知した違約金を徴収する。

(2) 指定期間中に指定用途以外の用途に供したとき。

ア 相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、あわせて当該期間内に指定用途に供しない場合には、渡財産の交換価額の5割に相当する金額を違約金として徴収する旨を通知する。

イ アに定める期間内に指定用途に供しない場合には、アにより通知した違約金を徴収する。

(3) 指定期間の満了前に渡財産につき権利の設定をし、または所有権の移転等をしたとき。

ア 渡財産の交換価額の5割に相当する金額と権利の設定をし、または所有権の移転等をした時における渡財産の時価額から渡財産の交換価額を控除した金額の合計額を違約金として徴収する。

イ アに定める違約金は、(1)のアまたは(2)のアに定める金額を既に徴収している場合には、当該徴収済金額を控除した額とする。

5 用途指定義務の履行確保

(1) 実地調査等

ア 指定期日までに指定用途に確実に供されるよう契約締結後指定期日到来までの間に実地調査または実地監査を行なうよう配慮するものとする。

イ 相手方の用途指定義務の履行状況をは握し、用途指定違反を未然に防止するた

- め、毎年 1 回程度を目途として随時に実地調査または実地監査を実施するものとするが、この場合において相手方に対する実地調査と実地監査が重複しないよう配慮するとともに対象件数が多い場合は重点的に行なうものとする。
- ウ 実地調査または実地監査において、用途指定義務違反の事実があることを確認した場合には、事案の内容を検討のうえ、適切な処理方針をたて 4 の定める区分に応じ、遅滞なく措置するものとする。
- エ 用途指定された財産については、相手方に対し、契約締結の日から指定期間満了の日までの間毎年 1 回および必要があると認めるときは随時に当該財産の状況につきその所有、利用等の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて報告させるものとする。
- オ 相手方が正当な理由がなくて実地調査もしくは実地監査を拒み、妨げ、もしくは忌避しまたは報告を怠つたときは、渡財産の交換価額の 1 割に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(2) 用途指定財産台帳

用途指定財産台帳については「「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達の一部改正について」(昭和 44 年 10 月 18 日付け 44 林野管第 497 号)に定める別紙様式 2「用途指定財産台帳」を準用作成するものとし、担当課に備え付け、現況は握および指定用途の変更等、必要事項の記録をその都度記載するとともに、違反行為を未然に防止するための指導等の資料として活用するものとする。

なお、従前の用途指定財産台帳は、企事案について、早急に切り替えが完了するよう、配慮するものとする。

6 通達改正に伴う経過措置

すでに用途指定を付して、契約を締結したものにかかる本通達改正後の取扱いについては、改正の趣旨に沿い処理して差しつかえないものであるから、遺憾のないよう措置するものとする。